

再編計画の認定について

- 令和3年5月に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の一部が改正され、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための2以上の医療機関の再編の事業に関する計画（再編計画）について、厚生労働大臣から当該再編計画が適当である旨の認定を受けることのできる制度が創設されました。
- 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置を受けられます。
- 再編計画の認定を受けようとする場合は、その内容について、事前に地域医療構想調整会議において協議がなされ、合意されている必要があります。また、都道府県知事を経由して厚生労働大臣へ申請を行う必要があります。詳しくは、県ホームページをご覧ください。下記問い合わせ先まで御相談ください。

千葉県健康福祉部健康福祉政策課地域医療構想推進室

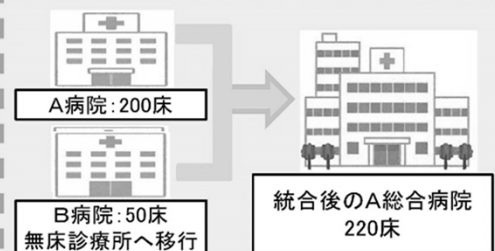
https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/iryouhou_kaisei.html

電話番号：043-223-2457 メール：chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

再編計画の認定について

1. 再編計画認定までのプロセス

再編統合を検討している複数医療機関



①再編計画を策定



③調整会議で協議し、合意

②地域医療構想調整会議に諮る

地域医療構想調整会議（各都道府県）

・提出された再編計画について、当該構想区域における2025年の必要病床数と整合性がとれているものであるか協議を行う。



・各都道府県は、地域医療構想調整会議において、再編計画の内容を確認するものとする。



地方自治体

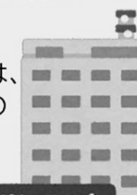
④厚生労働省へ再編計画を提出
（都道府県を経由）

⑤再編計画の認定

厚生労働大臣（厚生労働省）

・提出された再編計画について、所定の要件を満たすものであるか確認を行い、適当であると認められる場合は認定を行う。

・再編計画の認定に当たっては、必要に応じて関係都道府県の意見を聴収する。



厚生労働省

⑥再編計画を認定した旨を
都道府県へ通知

2. 再編計画について

<再編計画に記載する事項>

- ・再編の事業の対象とする医療機関に関する事項
- ・再編の事業の実施時期

- ・再編の事業の内容（再編前後の病床数及び病床機能等）
- ・再編事業を実施するために必要な資金、不動産に関する事項

<大臣の認定を受けた際に受けることができる支援>

- ・当該計画に基づき取得した不動産に対する税制優遇措置（登録免許税）